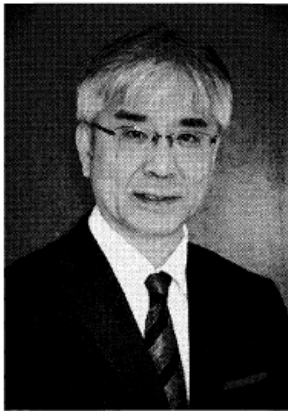


工業会 日本万引防止システム協会 第一回科学保安講習会



稲本会長

ニック・システム・ソ
リューションズ・ジャ
パン(株)「NEC」グロ
ーリー(株)「ゼオビジ
ョン」に対し交付した。
引き続き、推奨顔認
証システム制度の全体
説明を稲本会長が行っ
た。

稲本会長は「顔認証
のメーカー、カメラの
メーカー、運用の方
々、そして施設警備の
方が参加されており、
皆さんが連携して新た
な防犯システムを創ら
うということで募集い
ただいている」と述べ
た上で、科学保安講習
会の目的を説明した。

万引犯罪を大別する
と職業型と素人型の二
通りに分けられ、素人
型の常習犯人は日常必
要な食材など同一店舗
で万引を繰り返してお
り、保安員が補足排除
できるケースが多い。
しかし、職業型の転
売目的、窃盗集団は短
時間・大量・高額・広
域で犯行に至る例が多
く、警戒が難しいのが
現状である。

科学保安とは、J E
A S が推奨認定した最
高レベルの顔認証シス
テムを活用し、窃盗集
団の顔を登録、類似し
た人物の来店を早期に
認識し犯行の未然防止
を行う保安警備を指
す。

し、J E A S が推奨す
る。安全・安心の顔認
証システムを活用して
効果的かつ安全に、保
安業務が遂行できる冊
子を正しく理解しなが
ら、防犯情報の活用と
防犯会議の進め方を学
ぶことで、ロス対策業
務の水準向上と生産性
向上の両立性を目指す
ものである。

使った保安業務「個人
情報保護(保護指針と
冊子)等の9講習と質
疑応答、そして最後に
確認テストを行った。
会場では、講習会開
始の宣言の後、全員が
起立して参加者同士が
力強く「お願いします」
と声を出しお互いが礼
をするなど、講習会へ
の意気込みを見せた。

続いて第2回推奨顔
認証交付式を実施。こ
れは優れた顔認証シス
テム+顔認証でのマス
ク着用試験という厳し
い審査をクリアした4
社4システム「パナソ
ン」が選ばれた。

それでも万引を敢行
してくる人物は、保安
員が警戒態勢を取り、
犯人を補足(現行犯逮
捕)する。さらに東南
アジア系犯罪グループ
のように組織的広域的
な窃盗団には警察力の
行使が必要になってお
り、犯罪の立証のため
には、現場を担う科学

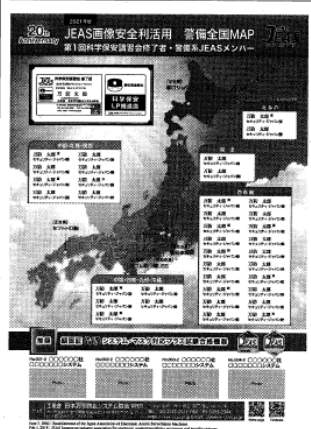
工業会 日本万引防
止システム協会(J E
A S・稲本義範会長)
は10月22日、東京都新
宿区四谷のY O T E U
Y A T O W E R 7
Fなどで第1回科学保
安講習会を開催した。

この講習会は、J E
A S のカメラ画像安全
利用推進委員会と保安
会社メンバーが立案

会場は本会場に加
え、新型コロナウイルス防
止のためTV会議(T
e a m s)での開催と
なった。講習会は「推
奨顔認証システム制度
・全体説明」「顔認証を

顔認証システムは、J E
A S のカメラ画像安全
利用推進委員会と保安
会社メンバーが立案

顔認証システムは、J E
A S のカメラ画像安全
利用推進委員会と保安
会社メンバーが立案



全日本警備協会主催「JEAS画像安全利用MAP」の活用と利便性を高めるための取り組み

保安員が白頭からテ
タ分析力を養っておく
必要がある。
昨今はネットオーク
ションやフリマアプ
リ、フェイスブックな
どのSNSでの情報が
万引犯行を助長する時
代である。万引品が安
易にこれらの販売サイ
トで取引される前、
店舗側で万引が出来な
い環境作りを行ってお
くことは、店舗の安全
を護る警備員の使命で
あると話し、最後に福

本会長は「科学保安講
習会プロジェクトは、
カメラ画像安全利用推
進委員会を構成する顔
認証システム開発メー
カー、技術力に長けた
保安員と施設警備員が
最新情報を学び合うプ
ロジェクトだ」と強調
した。
続いて推奨顔認証シ
ステムの制度の説明を
カメラ画像安全利用推
進委員会の山本健一
WG長が行った。
この制度は昨年発足

またシステム認定基
準では、性能面におい
て誇大性能表示になら
ないように、測定方法
を明確化するなどを決
めている。
山本WG長は「JEAS
の基準に合格した
システム機器を「推奨
顔認証システム」と
し、推奨機器に添付で
きるシボルマークを
発行する。またユーザ
ーが店頭に掲示したい
という要望があれば、
レビューシヨンス

ク(企業やブランドに
対するネガティブな評
判が広まるリスク)を
説明した上で、ステッ
カーを渡すこと述べた。
引き続き、顔認証を
使った保安業務につい
ての解説をプロジェクト
技術スキル向上WG
(株)JS第1保安警
備事業部長)の林俊
一WG長が実施。
【顧客小売企業が顔
認証システムを導入し
た背景】
①万引被害に対する
対②店舗の大型化と
長期営業化③売り場
面積が1000坪を超
えるような大型店舗に
なると保安員の目が届
かない範囲が増える④
大型店舗になり出入
口や移動手段も増え犯
人の行動予測も難しく
なる⑤営業時間が長期
化し保安員のいない時
間帯や従業員の少ない
時間帯が狙われる
〈常習者対策として〉
①大量・高額の被害
を出す常習者の同一地
域の店舗をばしとする
常習者③忘れた頃にや
つて来る常習者④メン
バーを変えてやって来
る常習者。
②小売企業のイノベ
ーション活動・生産性
向上活動の一環として
①①小売店が進化する
中でロス対策にも新
たな技術を導入したい
①これまでと違う新し
い方法の模索②新たな
技術でコストを削減
【システム導入に対
する警備会社の不安】
①操作が難しいので
はないか②JEASや
推奨顔認証各社のシス
テムは相当使いやす
い③年々使いやすくな
っている。
④個人情報を取扱う
のはリスクではないか
⑤個人情報保護の
対応は厳格に行う必要
がある⑥JEASや
JEAS推奨顔認証シ
ステム各社の知見を有
効に活用する。
⑦将来的に保安警備
員の存在価値を損なう
のではないか⑧メー
カーと警備会社は小売
企業の予算を奪い合う
関係から共同してお互
いの価値を高める関係

【導入による効果】
①対象を入店時に検
知できるリスト②対
象者を発見しやすくな
る③犯行前に対象者
を発見できる④複数の
常習者を同時に警戒で
きる。
⑤来店記録がデータ
化されるリスト⑥検
知履歴を確認できる⑦
人の記憶に比べ、正
確な検知ができる。
⑧その他⑨これぞそ
れの顔認証システムに搭
載されている機能が使
利⑩顔検索機能の報
告書出力機能など、林
WG長は今後の取組等
を説明した。

元々は会員企業
で「顔認証の個人情報
等でお客様に安心して
いただける制度を作れ
ないか」という考え方
から始まった。
個人情報を取扱った
め個人情報保護法や肖
像権、プライバシー侵
害等への法的な配慮の
もと遵守する機能と適
切な運用が必要であ
る。
JEASでは、小売
業において、防犯目的
で顔認証システムを導
入検討する企業に、J
EASで定めた基準に
適合するシステム機器
および個人情報の保護
に関する法律等関係法
令を遵守し、安心で安
全なシステムを運用で
きる『推奨顔認証シス
テム制度』を設けた。
優良な顔認証システ
ムの開発および、小売
業に普及促進を図る自
主認定制度で2021
年度よりマスク着用試
験が加わっている。
推奨基準では、小売
業の利用者が目的に合
う使い方ができるよう
に取扱説明書の記載内
容に指示し、個人情報
の保護に関する法律に
ついて「カメラ画像の
活用を行う際に注意す
る点を考慮」等の記載
があることが求められ
る。

対するネガティブな評
判が広まるリスク)を
説明した上で、ステッ
カーを渡すこと述べた。
引き続き、顔認証を
使った保安業務につい
ての解説をプロジェクト
技術スキル向上WG
(株)JS第1保安警
備事業部長)の林俊
一WG長が実施。
【顧客小売企業が顔
認証システムを導入し
た背景】
①万引被害に対する
対②店舗の大型化と
長期営業化③売り場
面積が1000坪を超
えるような大型店舗に
なると保安員の目が届
かない範囲が増える④
大型店舗になり出入
口や移動手段も増え犯
人の行動予測も難しく
なる⑤営業時間が長期
化し保安員のいない時
間帯や従業員の少ない
時間帯が狙われる
〈常習者対策として〉
①大量・高額の被害
を出す常習者の同一地
域の店舗をばしとする
常習者③忘れた頃にや
つて来る常習者④メン
バーを変えてやって来
る常習者。
②小売企業のイノベ
ーション活動・生産性
向上活動の一環として
①①小売店が進化する
中でロス対策にも新
たな技術を導入したい
①これまでと違う新し
い方法の模索②新たな
技術でコストを削減
【システム導入に対
する警備会社の不安】
①操作が難しいので
はないか②JEASや
推奨顔認証各社のシス
テムは相当使いやす
い③年々使いやすくな
っている。
④個人情報を取扱う
のはリスクではないか
⑤個人情報保護の
対応は厳格に行う必要
がある⑥JEASや
JEAS推奨顔認証シ
ステム各社の知見を有
効に活用する。
⑦将来的に保安警備
員の存在価値を損なう
のではないか⑧メー
カーと警備会社は小売
企業の予算を奪い合う
関係から共同してお互
いの価値を高める関係

【導入による効果】
①対象を入店時に検
知できるリスト②対
象者を発見しやすくな
る③犯行前に対象者
を発見できる④複数の
常習者を同時に警戒で
きる。
⑤来店記録がデータ
化されるリスト⑥検
知履歴を確認できる⑦
人の記憶に比べ、正
確な検知ができる。
⑧その他⑨これぞそ
れの顔認証システムに搭
載されている機能が使
利⑩顔検索機能の報
告書出力機能など、林
WG長は今後の取組等
を説明した。

は無くならないので、
より有効なシステムを
探し関わることが必
要。
【実際の運用につい
て】
①マス登録対象者
の類型(防犯目的)②
実際に登録する対象
者③万引犯人として
捕まえた者の防犯力
ラ等の確認で万引犯と
判定できた者④保安員
が万引犯の可能性が高
いと判断した者⑤万引
以外の違法・迷惑行為
を行う者(スリや偽き
引き、値札の張替え、
偽造クレジットカード、
返金詐欺等、破廉
恥行為、暴力行為、器
物破損等)。
②検知した対象者が
マス登録した人物と
同一か確認する③抑
止か現行犯逮捕かを選
択して対処する④抑
止する場合は、店従業
員や制服警備が中心と
なり接客しながら抑止
に努める⑤捕まえる場
合は、保安員が中心と
なり現行犯逮捕の要件
を満たした後に補足す
る。
⑥警察に通報し対処
を委ねる⑦管轄の警
察署に過去の被害等
について届出を行い、再
来店時の対応を事前に協
議しておく⑧警察官の
臨場または店従業員や
警備員が対象者から目
を離さないようにし、
確実に警察官に引き継
ぐ。